

(案)

愛媛県宇和島庁舎エレベータ（3号機）修繕業務契約書

- 1 業務名 愛媛県宇和島庁舎エレベータ（3号機）修繕業務
- 2 修繕場所 宇和島市天神町7番1号
- 3 履行期限 令和8年2月27日
- 4 請負代金額 金 _____ 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)
- 5 契約保証金 ※あらかじめ契約保証金免除申請書が提出され内容が適当である場合は「免除」と記載

上記の作業について、発注者 愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋（以下「甲」という。）と、請負者 _____（以下「乙」という。）とは、各対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務施工）

第1条 乙は、この契約書記載の修繕内容に基づき施工すること。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（検査及び引渡し）

第3条 乙は、業務が完成したときは、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完成検査を行わなければならない。

3 目的物の引き渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

（請負代金の支払）

第4条 甲は、請負代金を、前条に定める完成検査合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第5条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務を完成することができない場合には、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。損害金の額は、請負代金額から既成部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額とする。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第4条の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256

(案)

号) によるものとする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡しを完了した日から1年以内に契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)があるときは、乙に対し、当該物品の修補、履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて損害を賠償請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(服務)

第7条 この契約により乙の作業員が行う業務実施上の行為は、すべて乙の責めとし、業務実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき

(2) 乙が履行期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき

2 甲は、前項の規定により契約が解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(案)

(秘密の保持)

第10条 乙は、事業を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(請負代金額の変更)

第12条 事業実施期間において、経済変動その他の状況により請負代金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第13条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約保証金の返還等)

第14条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約外の事項)

第15条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

宇和島市天神町7番1号
甲 愛媛県南予地方局
局 長 大崎 陳洋

乙